

通所リハビリテーション

別表1

1. 介護報酬に係る基本費用（1回あたり）

(円)

項目	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
4時間以上5時間未満	534	1,068	1,602	622	1,243	1,864	708	1,416	2,124	819	1,638	2,456	928	1,855	2,783
5時間以上6時間未満	594	1,188	1,782	704	1,408	2,112	814	1,628	2,441	945	1,890	2,835	1,071	2,142	3,213
6時間以上7時間未満	687	1,373	2,060	816	1,632	2,447	942	1,884	2,826	1,096	2,191	3,286	1,245	2,490	3,735
7時間以上8時間未満	727	1,453	2,179	862	1,723	2,584	1,000	2,000	3,000	1,160	2,319	3,478	1,323	2,645	3,967

2. 介護報酬に係る加算費用

(円)

項目	金額			備考
	1割	2割	3割	
リハビリテーション提供体制加算1	13	25	37	リハビリ専門職員を手厚く配置した場合（3時間以上4時間未満）
リハビリテーション提供体制加算2	17	33	49	リハビリ専門職員を手厚く配置した場合（4時間以上5時間未満）
リハビリテーション提供体制加算3	21	41	61	リハビリ専門職員を手厚く配置した場合（5時間以上6時間未満）
リハビリテーション提供体制加算4	25	49	74	リハビリ専門職員を手厚く配置した場合（6時間以上7時間未満）
リハビリテーション提供体制加算5	29	57	86	リハビリ専門職員を手厚く配置した場合（7時間以上）
延長サービス1	51	102	153	8時間以上9時間未満の場合
延長サービス2	102	204	306	10時間以上11時間未満の場合
入浴介助加算Ⅰ	41	82	122	入浴を行った場合
入浴介助加算Ⅱ	61	122	183	自宅の浴室を確認し、自宅での入浴が行えるよう計画書を作成した上で入浴を行った場合
リハマネジメント加算11	570	1,139	1,709	リハビリテーション会議を定期的に開催し、リハビリテーション実施計画の見直しを行った場合（6か月以内）（リハ職が説明）
リハマネジメント加算12	244	488	732	リハビリテーション会議を定期的に開催し、リハビリテーション実施計画の見直しを行った場合（6か月以降）（リハ職が説明）
リハマネジメント加算21	603	1,206	1,809	リハビリマネジメント加算1に加え、厚生労働省にデータを提出した場合（6ヶ月以内）
リハマネジメント加算22	278	556	833	リハビリマネジメント加算1に加え、厚生労働省にデータを提出した場合（6ヶ月以降）
リハマネジメント加算31	807	1,613	2,533	リハマネジメント加算2に加え、栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行った場合（6ヶ月以内）
リハマネジメント加算32	481	962	1,556	リハマネジメント加算2に加え、栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行った場合（6ヶ月以降）
リハマネジメント加算4	275	549	1,657	上記内容を医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合
短期集中個別リハ加算	112	224	336	3ヵ月以内の期間に1日あたり40分以上のリハビリを行った場合
認知症短期集中リハ加算Ⅰ	244	488	732	認知症改善に向け、3ヵ月以内の期間に1日あたり40分以上のリハビリを行った場合
栄養アセスメント加算	51	102	153	低栄養リスクのある利用者に対し栄養状態の改善を目的に栄養管理を行った場合
栄養改善加算	204	407	611	利用者の摂食・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成した場合
重度療養管理加算	102	204	306	要介護3・4・5で厚生労働大臣の定める利用者に対し医学管理のもとサービスを提供した場合
中重度者ケア体制加算	21	41	61	中重度要介護者を積極的に受け入れ在宅生活の継続に資するサービスを提供した場合
科学的介護推進体制加算	41	82	122	ご利用者の体の状態や栄養状態、口腔機能、認知症などの心身の状況を厚生労働省に提出した場合
送迎加算	-48	-96	-144	送迎を実施しなかった場合（片道）
退院時共同指導加算	611	1,221	1,831	医師またはリハビリ職員が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合
サービス提供体制加算Ⅰ	23	45	67	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上配置されている場合
サービス提供体制加算Ⅱ	19	37	55	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合
サービス提供体制加算Ⅲ	7	13	19	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上もしくは勤続7年以上の職員が30%以上配置されている場合
処遇改善加算	左記計算の1割又は2割、3割			1ヵ月利用した総単位数のⅠ 8.6% Ⅱ 8.3% Ⅲ 6.6%

◎ご利用状況に応じて、上記加算分をご負担いただく場合があります。

◎金額は法令で定められた単位を元に算出した額で、利用日数や回数により異なります

3. 介護保険給付外サービス「その他の費用」（利用者負担10割分）

項目	金額	備考
朝食代	1日 200円	食材料費等
昼食代	1日 550円	
夕食代	1日 550円	
散髪代	1回 1,500円	散髪のみ
顔そり代	1回 1,000円	顔そりのみ
散髪・顔そり代	1回 2,000円	散髪と顔そり
バット	1枚 14円	施設の物品を使用した場合
バット（ワイド）	1枚 23円	施設の物品を使用した場合
紙パンツ（M）	1枚 80円	施設の物品を使用した場合
紙パンツ（L）	1枚 88円	施設の物品を使用した場合
おむつ（M）	1枚 67円	施設の物品を使用した場合
おむつ（L）	1枚 83円	施設の物品を使用した場合
特別な食事代	実費	希望者のみ
個別の活動費	実費	希望者のみ